

(資料 25) 平成 23 年度 広報・成果普及等業務計画

I 目的と方針

環境研究を取り巻く状況が刻々と変化する中、国立環境研究所（以下、「研究所」という。）には、国内外の環境研究の中核的機関として、また、政策貢献型機関として、これまで以上に着実かつ効果的に研究成果の提供を行うことが求められている。

こうした状況の中、第 3 期中期計画に掲げた「研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進」の趣旨を踏まえ、一層の業務の体系化と効率化を図りつつ、研究成果の普及と社会貢献の推進を積極的に実施することを目的として、平成 23 年度広報・成果普及等業務計画（以下、「広報計画」という。）を策定する。

広報・成果普及等業務（以下、「広報活動」という。）の実施に当たっては、広報内容と社会のニーズ等を考慮し、費用対効果を勘案した上で広報媒体を選択する。さらに、地域社会に根ざした法人としての役割と責任を踏まえた広報活動にも心がける。

なお、研究所の一般公開に関しては広報委員会の下に設置した一般公開実行委員会、公開シンポジウムに関してはセミナー委員会が中心となり、各ユニットとの調整・連携を行うことにより効果的に実施する。更に、研究所刊行規程に定める指定刊行物に関しては編集委員会及びニュース編集小委員会、ホームページ等に関しては電子情報提供小委員会が中心となり必要な業務の企画・調整を実施する。

その上で、広報委員会がそれらを含めた広報活動の総合調整を行うことで、体系的かつ効果的な活動の実現を図るものとする。

具体的な業務の推進に関しては、次章の項目を基本として、これを行う。

II 業務内容

1. 研究成果の提供等

以下の項目を通じ、研究活動や研究成果の積極的な発信に努める。その際、研究所の役割や、研究成果と環境政策との関連性等の情報を含めつつ、環境研究の専門的知識を持たない主体に対しても、分かりやすく、かつ正確な発信に努める。

(1) マスメディアを通じた情報等の普及

研究活動や研究成果に関する正確で、興味深い情報をタイムリーに、マスメディアを通じて積極的に発信する。

ア. 平成 23 年度のプレスリリース件数の合計数を、第 2 期中期目標期間中合計数の平均以上とさせる。

イ. プレスリリースのうち、研究成果に関する発表件数を第 2 期中期目標期間中のその年平均以上とさせる。

ウ. 記者クラブを対象とした勉強会等を定期的を開催する。

(2) インターネットを通じた研究成果等の普及

国民が手軽に国環研を知ることができる有効な手段の一つであるホームページの役割を踏まえ、研究活動・研究成果を正確かつ迅速に発信する。

ア. 利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。

イ. 研究者向けの有用なデータや、社会的に関心の高いテーマについて、ウェブサイトを通じ関連情報の提供を行う。

(3) 刊行物等を通じた研究成果等の普及

刊行物やニュースレターの発行に当たっては、電子版への重点化を行うとともに、適宜紙媒体の発行と組み合わせることで、効率性と可読性の両立を図る。

ア. 刊行規程別表に定める指定刊行物の刊行を行うとともに、特に第三種指定刊行物（「環境儀」・「国立環境研究所ニュース」）と各センター等が発行するニュースレターとの間での、発行時期や主な内容等の調整のため、必要な検討を開始する。

イ. 第3期中期目標期間の開始にあわせ、研究所概要パンフレットを始めとして、配付対象に応じたパンフレット類の作成を進める。

2. 研究成果の国民への普及・還元活動

環境問題や研究所の研究活動・成果に関心を持つ国民を中心とした広い対象に、研究成果の普及・還元活動を行うことにより、一層の社会貢献に努める。

(1) 公開シンポジウム（研究成果発表会）の実施

公開シンポジウムを6月18日(土)に東京で、6月25日(土)に京都で、それぞれ開催する。

(2) 研究所の一般公開の実施

7月23日(土)に、研究所の一般公開を実施する。開催に当たっては、対象年齢や施設によらない全ユニット参加による研究所の公開として実施する。

(3) 講演会等の開催・参加

講演会やシンポジウム、ワークショップ、セミナー等の開催又は積極的な参加に努める。

(4) 各種イベント・プログラムへの参加

環境省や地方公共団体等とも連携し、環境保全を広く国民や地域社会に訴えるイベントや若い世代に環境研究の面白さを伝えるためのイベント・プログラム（エコライフフェアやつくば科学フェスティバル等）に積極的に参加する。

(5) 視察者・見学者の対応

研究所構内の視察・見学については、見学者等の意識・関心度を把握し、それに応じた説明者を選定するとともに、見学者等の満足度向上のため、見学後のアンケートを実施する。

3. 環境教育及びさまざまな主体との連携・協働

(1) 環境教育の取組推進

サイエンスキャンプ等の各種体験学習プログラムや、出前レクチャー等の実施又は参加により、積極的な啓発活動・環境教育に取り組む。

(2) 関係主体との連携・協働

環境問題に取り組む国民やNGOを含む関係機関等に対して、必要に応じ共同研究、視察・見学等の受け入れや講師派遣等を実施することにより、連携・協働を図り、地域や社会における環境問題の解決に貢献する。

4. 広報活動の戦略的展開

広報活動をより一層戦略的に展開するため、必要な措置を講ずる。

(1) ワーキンググループの設置

広報委員会の下にワーキンググループを設置し、機動的・効率的に、今後の広報活動を展開する上での戦略(案)の検討等を行う。

(2) 職員の意識向上

研究成果の学会等での発表と、その学術的・社会的貢献の観点からの広報活動との間をしつかりとつなげるための職員の意識向上を図る方策を検討し、実施する。

(3) 広報戦略の実効性の確保

広報戦略が定められた後、全所的に及び研究センター等において広報活動を展開するために、各センター等の内部での周知徹底を図る等の必要な措置を講じる。

5. 国際広報の推進

環境研究の中核的機関として、国際的な連携と政策貢献に資するため、アジア地域をはじめとした国際社会に向けた積極的な情報発信を推進する。

(1) 国際会議での情報発信

国連気候変動枠組条約締約国会議をはじめとした主要な国際会議において、サイドイベント等の開催や研究成果の積極的発信に努める。

(2) 英語版ホームページの内容強化

研究所ホームページについて、海外への積極的な情報発信のため、英語版ページの内容の強化を図る。